

○津山圏域資源循環施設組合非常勤嘱託員の任用・報酬・勤務時間その他の勤務条件に関する規程

平成 21 年 4 月 1 日

津山圏域資源循環施設組合訓令第 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、津山圏域資源循環施設組合に勤務する非常勤嘱託員の任用、報酬、勤務時間その他の勤務条件について必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第 2 条 非常勤嘱託員の勤務条件については、非常勤嘱託員の任用及び報酬、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（平成 16 年津山市訓令第 2 号）を準用する。この場合において、同規程中「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年津山市条例第 2 号）」とあるのは「津山圏域資源循環施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 21 年津山圏域資源循環施設組合条例第 12 号）」と読替えるものとする。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。